

- 1 日 時 令和4年5月10日(月) 午後1時00分から午後2時25分
- 2 場 所 七城公民館 「講堂」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行  
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子  
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠  
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美  
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、近藤孝雄  
(七城分室) 近藤健志  
(旭志分室) 坂本健誠  
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について  
議案第2号 農地所有適格法人設立届出について  
議案第3号 農地法第3条許可申請について  
議案第4号 農地法第4条許可申請について  
議案第5号 農地法第5条許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について  
報 告 ①許可不要転用届出について  
②許可返納願について  
③合意解約について

## 《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

本日は、19名、全員の農業委員さんの出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第5回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

## 《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号12番／吉良至誠委員と議席番号13番／徳永久美委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

## 《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第1号／新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件でございまして、2ページから3ページが『農業計画書』となっております。まず、2ページをご覧ください。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。先般、4月25日に、丸山会長をはじめ、担当農業委員と担当推進委員、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、まず、担当農業委員の高木委員よりご意見をお願いいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。4月25日に本人と会長と事務局と私と推進委員とで面談を行っております。申請人さんは、パートの仕事をしながら、時間にゆとりが出来たため、日頃から農産物を作りたいと思っておられ、たまたま、農地を譲り受けることになって、申請をしたということです。今もパートの仕事をしながら、夕方の4時から夜の8時までで、昼間は、充分、農業は出来るということです。問題はないかと思っております。稲作については、41アールありますので、知人、友人等に販売するとのこ

とです。問題はないかと思えます。皆様方のご審議の方をよろしくお願ひします。

会 長)

ただ今、新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第2号／農地所有適格法人設立届出についてご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

別紙のとおり「農地所有適格法人設立届出」がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は2件となっております。1件目です。

5ページをご覧ください。「設立届出書」です。

法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係、6ページが第2号関係、7ページが第3号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、農事組合法人で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員の過半数が農業の常時従事者であることから、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしており、認定農業者でもあることから、特に問題はないものと思われまゝす。

次に2件目です。

8ページをご覧ください。「設立届出書」です。

法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係、9ページが第2号関係、10ページが第3号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、農事組合法人で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員の過半数が農業の常時従事者であることから、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしており、山鹿市の認定農業者でもあることから、特に問題はないものと思われまゝす。ご審議の程、よろしくお願ひします。

会 長) 農地所有適格法人設立届出について、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第3号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。11ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転6件、賃貸借権設定6件、使用貸借権設定3件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。12ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。5月6日に推進委員と現地を確認しました。譲受人は、日頃からこの農地の管理をされており、譲渡人から、この農地の管理が出来ないため、引き取ってもらえないかということで話され、承諾されたみたいです。この農地は、譲受人さんの農地の近くにあるため、管理はしやすいと思われます。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の2番について、説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。5月6日に推進委員と現地を確認しました。先ほど、新規就農で説明をした方であります。部分的に草が茂っておりましたが、十分、田植えが出来る農地であります。身内の方からの贈与ということで、何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。お互いの要望による所有権移転です。この農地には、野菜を作られるということです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。12ページから14ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12番の吉良です。5月8日に現地調査を行いました。譲受人は、米と野菜を栽培している農家です。同居している親子間の贈与ということで、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5番です。14ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18番の森です。兄から弟への贈与ですので、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の6番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6番です。14ページから15ページです。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員) 14番の坂本です。5月8日に推進委員と現地調査を行いました。譲受人は、先ほど、農地所有適格法人設立届出された方です。6番の上、2筆については、農地として整備されておりますが、残りの4筆については、耕作放棄地みたいな状況でした。幹回り60cm程度のせんだんの木が何本が植わっているような状況で、農地としての利用は、非常に厳しいようであります。また、譲渡人の方の父が亡くなられたための所有権移転となっております。4筆については、今後、どのような形での利用になるかはっきり分かりませんが、譲受人さんは、意欲を持っておられますので、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 16ページをご覧ください。賃貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。先日、推進委員と現地を確認しました。借受人の方が耕作したいとのことで話をされ、相互合意による賃貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の、2番について説明をお願いいたします。

事務局) 次に2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。貸付人は、ご主人が亡くなられて管理をされておりましたが、今回、相互合意による賃貸借をされたものであります。借受人は、高齢で、10年間の期間設定をされておりますが、借受人に何かありましたら、その娘さんが、責任をもって手続き等対応していくとのことですので。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。以前、借受人さんが、借りられていた土地で相互合意による賃貸借です。借受人は、兼業農家であります。頑張っておられます。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。先日、推進委員と現地調査を行いました。相互合意による賃貸借で何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の5番です。16ページから17ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。借受人は、農地所有適格法人でないため、解除条件付きの契約をされています。この農地には、水稻、麦を作付けされるということです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の6番について、説明をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の6番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3 番の井藤です。5 月 8 日に推進委員と現地を確認しました。相互合意による賃貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の、1 番と 2 番は関連しておりますので、一括して説明をお願いします。

事務局) 18 ページです。使用貸借権設定の 1 番と 2 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番と 2 番は、私の担当ですので意見を述べたいと思います。6 番の丸山です。1 番、2 番の貸付人は、農地持ちの非農家です。借受人の自宅の近くで荒らすわけにはいかないということで、相互合意によって使用貸借権設定されたわけです。5 月 4 日に推進委員と現地確認をしております。今までは、野菜を作付けされておりましたが、今後は、栗を植えるとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の 3 番について説明をお願いいたします。

事務局) 使用貸借権設定の 3 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18 番の森です。貸付人の方は、大阪に住んでおられ、借受人は、泗水の方です。貸付人の要望による使用貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 3 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。14 ページから 15 ページの 6 番の案件です。下 4 筆についてですが、耕作放棄地を引き取って頂くのは、ありがたいと思うのですが、後の使い方が分からなくていいのか。農地としての利用が分からなくていいのか。

事務局) 申請があった時に、少し荒れているということを言われたので、譲渡人、譲受



人の方で、農地として利用する旨を伝えた。

高山悦子委員)8番の高山です。指導されたのは分かったが、指導するだけでいいのか。それ以上のものは必要ないのか。

事務局)作物の何を作付けしてくださいまでの指導はしていないが、農地としての利用は伝えております。農地法第3条申請は、農地として利用することが大前提になっていることを伝えております。

高山悦子委員)8番の高山です。せめて、この農地をどのような形で利用するということを書いてもらえないと、委員として判断しづらいです。

事務局)本来は、何を作付けされるのかを聞いておりますが、今回は、まだ、本人が何を作付けされるのか、決まっていないものと思われま。

事務局)申請の方には、譲受人さんが酪農をされているので、飼料作物と記述されております。農地として整備されて作付けしてください旨を伝えてあります。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。先ほど申しあげましたように、荒れていて、農道も通れるような状況ではなかったが、法人の方で引き取られるということで、なんとかされるのではないかと考えたところです。以前は、譲渡人の父が管理をされていたが、亡くなられて行き場がなかったので、この法人の方に引き取られるようになったということです。将来を見ていい方向に考えてもらえればと思います。

会 長)農地法第3条では、申請時に何を作付けするということを記述しなければならないと思うが。

事務局)先ほど申しあげましたとおり、申請書に飼料作物と記述してあります。

事務局)担当委員さんの方で、現地確認して頂いて、建物等が建っていたりしたら、申請人に連絡して、農地法第3条申請では厳しい旨を伝えてあります。今回も、その旨伝えてあります。立木等がある場合は、伐根して農地として利用してくださいと伝えてあります。

会 長)農業委員会の許可が降りなければ、耕作放棄地として扱われるのですか。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。耕作放棄地と言われても仕方ないところです。譲渡人が譲受人で整備されて農地として利用されるというのか、耕作放棄地としての扱いで行くのかの検討が必要になると思われます。

事務局)この案件は、各委員さんの意見次第では、保留も致し方ないのではと思われ  
ます。もし、保留の場合は、譲渡人と譲受人に農地として整備して欲しい旨を伝えます。

高山悦子委員)8番の高山です。この農地に何を作付けします。と言って頂けなければ、  
検討が出来ないのではないかと思います。今回は、保留にしておいて、4筆につい  
て、どのようにされるのかの報告書あたりを提出頂いて、次回の総会で検討したが  
いいのではないかと思います。

会 長)この件について、他の委員さんからの意見はありませんか。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。私としては、高山委員の言われた形でいいかと思いま  
す。

会 長)それでは、所有権移転の6番の案件については、上の2筆については、承認し  
残りの4筆 については、保留することにご異議がない委員さんは、挙手をお願い  
いたします。

( 全員挙手 )

会 長)ありがとうございます。全員挙手ですので、所有権移転の6番の案件につい  
ては、上の2筆については、承認し残りの4筆 については、保留することに決定し、  
4筆については、今後、どのようにされるか等の報告書の提出をお願い致します。

会 長)他にご意見等ありませんか。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。所有権移転の2番の案件で、譲受人は、新規就農者  
の方ですが、どのような形で耕作されるのかお聞きします。

高木洋一委員)10番の高木です。現在、農機具はないような状況ですが、この集落は、  
農機具を何台も持っていらっしゃいます。その農機具を使って農業をされるという  
ことです。

会 長)他にご意見等ございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長)意見も無いようですので、所有権移転の6番を除く案件について、許可する  
ことにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、所有権移転の 6 番を除く案件について許可することに決定いたします。

次に、議案第 4 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 4 号／農地法第 4 条許可申請について、ご説明させていただきます。19 ページをお開きください。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、2 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、1 番について説明をお願いいたします。

事務局) 20 ページをご覧ください。説明に入ります前に議案の追加をお願いします。番号 1 番ですが、5 月 6 日の転用現地調査の時にすでにコンクリートを打ってありましたので始末書を提出されております。備考欄に始末書添付の記載をお願いします。1 番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北東に約 4.5 km、国道 387 号線から南に約 300 m の位置にある農地です。農地区分につきましては、農振農用地区域ですが転用目的が堆肥舎であり、農業用施設用地に用途区分の変更がされていることから転用は可能です。位置図と現況写真は、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5 番の川口です。5 月 6 日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。申請人は、畜産を営んでおられます。堆肥舎の建設が熊本地震の関係で遅れており、堆肥が処理出来ない分は野積みになっていました。その問題を解消するため、今回、申請されたものです。ここは、道路も広く、大型農耕車両も通ることが出来ます。飼料用圃場も近くにあります。給水は不要で、雨水は、浸透枿を設置し、地下浸透させます。菊池市土地改良区の意見書も添付してあります。問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2 番について説明をお願いいたします。

事務局) 2 番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から南西に約 4.5 km、国道 387 号線から西に約 50 m の位置に

ある農地です。農地区分につきましては、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地になり許可可能です。

位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

なお既に住宅が建てられておりますので、始末書が添付されております。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。約40年前、農業者の父が建てた農家住宅です。農地転用を知らなかったため、無断転用されたものです。始末書も添付されております。隣接地の共同住宅建設時に無断転用が発覚したものです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、許可相当することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第5号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。21ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転4件及び賃貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案書は、21ページになります。まず、議案の訂正をお願いいたします。議案書の22ページをご覧ください。所有権移転の番号2番です。備考欄の「1/2拡張」を「始末書添付」に訂正をお願いいたします。次に、所有権移転の番号3番です。備考欄に「1/2拡張」の記入をお願いいたします。大変、申し訳ありません。続いて、

議案の追加をお願いいたします。同じく議案書の 22 ページをご覧ください。所有権移転の番号 3 番です。現地調査で申請地に事前に土を入れてあることが分かったため、即日、始末書の提出がありました。備考欄に「始末書添付」の記入をお願いいたします。それでは、各案件の説明をいたします。議案書の 22 ページをご覧ください。所有権移転の番号 1 番です。

譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

転用者は、個人で、畑 330 m<sup>2</sup>を取得し、個人住宅に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西に約 3.2km の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、「不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため」、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。5 月 6 日に丸山会長、推進委員、事務局と現地調査を行いました。申請人は、この地域に住まわっていて、便利がよくこの土地に住宅を建設するとのこと。給水は、ボーリングの水を利用し、で汚水は、合併浄化槽を設置し、水路に放流とのこと。雨水は、浸透枡を設置するとのこと。建設中のトラブルは、対応するとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に 2 番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 土地の所有権移転の 2 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

転用者は、個人で、畑 172 m<sup>2</sup>を取得して、駐車場に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約 2.6km の位置にある農地です。農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図については、スクリーンをご覧ください。

次に、現況写真をご覧ください。ご覧のとおり既に砂利が敷かれています。

転用者が、農地法を理解していなかったため、事前に敷砂利をしたものです。

よって、始末書が添付されています。

会 長) 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。パトロールをしていたら農地に砂利を入れてありましたので、申請人に転用許可を受ける必要がある旨を伝え、申請されたものです。5月6日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。問題等が発生した場合は、責任を持って対処するとのこと。また、始末書も添付されておりますので、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 3 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の 3 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は、個人で、田 125 m<sup>2</sup>を取得して、駐車場に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約 3.3km の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になりますが、不許可の例外の「既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えない拡張」に該当し、面積が約 500 m<sup>2</sup>ですので転用は可能です。

位置図については、スクリーンをご覧ください。次に、現況写真をご覧ください。

ご覧のとおり、既に土が入れていることが現地調査時にわかりました。

先ほど説明しましたとおり、事前に土を入れていることがわかりました。転用者が農地法を理解していなかったため、事前に客土をしたものです。

よって、始末書が添付されています。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。5月6日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。場所は花房小学校から西に約 500m のところです。譲受人は、家を新築されており、その時、合併浄化槽を設置する際、廃土が出て、それを農地に入れられたものです。始末書が添付されております。問題ないかと思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 4 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の 4 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は、個人で、畑 559 m<sup>2</sup>を取得し、個人住宅に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から南に約 500m の位置にある農地です。

なお、転用面積が、許可の一般基準の面積であります概ね 500 m<sup>2</sup>を超えていますが、三角形の土地で法面等の有効利用できない部分がありますので、転用面積は適正と認められます。

農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18 番の森です。譲渡人は、大阪市に在住の方で、譲受人は、大分県の方です。転用目的は、一般住宅です。給排水は、市の施設を利用されます。雨水は、浸透枿を設置されます。問題はないかと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の 1 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 賃貸借権設定の 1 番です。議案書は 23 ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

転用者は、建設業を営む法人で、畑 2,411 m<sup>2</sup>を賃借し、資材置場及び作業場に転用する計画です。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南西に約 4.3km の位置にある農地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 賃貸借権設定の 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

青木孝博委員) 17 番の青木です。5 月 6 日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。場所は、旭志の川辺工業団地の西側に約 300m のところですが、現在、貸付人の方が野菜をつくっておられましたが、この度、借受人の方が植木町で建設業をされていて、菊池市方面に倉庫等がなかったための申請です。給水は、隣接地のボーリングの水を利用されます。雨水は、浸透枿を設置され、オーバーフロー分は、水路に放流になります。問題ないかと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 5 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。24ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 25ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定24件、中間事業による賃借権設定が1件、使用貸借権設定1件、所有権移転が5件となっています。所有権移転の説明を行います。27ページをお願いします。所有権移転1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。5月3日に、推進委員と現地を確認しました。ここは、竹林園ということで、たけのこを栽培されていました。今後またけのこを栽培されるそうです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

会 長) 次に所有権移転2番の説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。



会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。お互いの要望による所有権移転です。以前から所有権の移転を受ける者が耕作されており、ここには、水稻、麦、牧草を作付けされるとのことです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 27ページ、28ページです。3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。お互いの要望による所有権移転です。所有権の移転を受ける者は、酪農をされており、この農地には、飼料用作物のとうもろこしを作付けされるとのことです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の4番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

青木孝博委員) 17番の青木です。5月6日に推進委員と現地を調査しました。所有権を移転する者は、高齢の方です。所有権の移転を受ける者は、酪農をされており、ここには、飼料用作物を作付けされる予定です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員) 14番の坂本です。所有権の移転を受ける者は、地域の中で中心的に農

業、酪農をされ、がんばっておられる方です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転 5 件のほか賃貸借権設定 25 件、使用貸借権設定 1 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 37 ページをお開きください。報告案件は、「許可不要転用届について」、「許可返納願について」「合意解約について」の 3 件となっております。先ず、『許可不要転用届』でございます。38 ページをご覧ください。今回は、店舗設置に伴い水路の付け替えに伴うものであります。詳細につきましては、38 ページに記載のとおりでございます。次に「許可返納願」でございます。今回は 1 件で、平成 20 年 5 月に許可が降りていましたが、資金不足により建設出来なかったため、返納されたものであります。詳細につきましては、39 ページに記載のとおりでございます。次に「合意解約」でございます。40 ページをご覧ください。今回、農地法第 18 条の規程による合意解約通知が 6 件あっており、詳細につきましては、40 ページから 42 ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。  
本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

事務局長) 事務局からです。前回総会時の案件で、今回の総会時に報告する案件が 2 件ございます。1 件目が前回の新規就農者についてと 2 件目が上古閑の営農型太陽光発電施設の件です。担当の方から説明しますので、よろしくお願ひします。

事務局) 1 点目質問は、新規就農者関係で、両親の手伝いや介助があり、住まいの場所次第では、農業従事に無理があるのではないかと。ということでしたが、本人に確認しましたところ、「介助」というのは両親の商売の手伝いをするという意味で使っていたようで、「介護」の意味ではないとのこと。申請者は、熊本市内に住み 1 週間のうち、両親の手伝いは週 2 日、残り 5 日は農業に従事するとのこと。2 点目の質問は、「植上古閑の営農型太陽光発電設備が設置されている箇所に利用されていない農地が目立つが、この状態のままでもいいか。」でしたが、答えとして、まず、農地のうち、転用許可を受けた部分以外では農業的利用がされなければなりません。また、5 月 6 日の現地確認の際にも残地部分について、ご指摘がありましたので、9 日に事業者に対し農業的利用するよう伝えたところ。事業者からは、湿地帯であることから作物に限られるようですが検討するとのことでした。また、パネル下の影を打つ部分で、作業用通路として利用する部分についても残地が広いという意見がありましたので、事業者に対し、もっと植栽する部分があるのではないかと指摘したところ。事業者からは、検討するとのことでした。

会 長) 只今、事務局から説明があった件について、質問、ご意見等があればお受け致します。

( 質問・意見なし )

会 長) 他にありませんか。

高山悦子委員) 8 番の高山です。議案書 39 ページの「返納願」の件で、土地の所在のところが、3231-1 と 3231-1 となっていますが、3231-1 と 3231-2 ではないですか。

事務局)そのとおりですので、3231-1 と 3231-2 に修正の方をお願いします。

会 長)他にありませんか。

会 長)意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和4年第5回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

印

菊池市農業委員会 委員

印

菊池市農業委員会 委員

印